



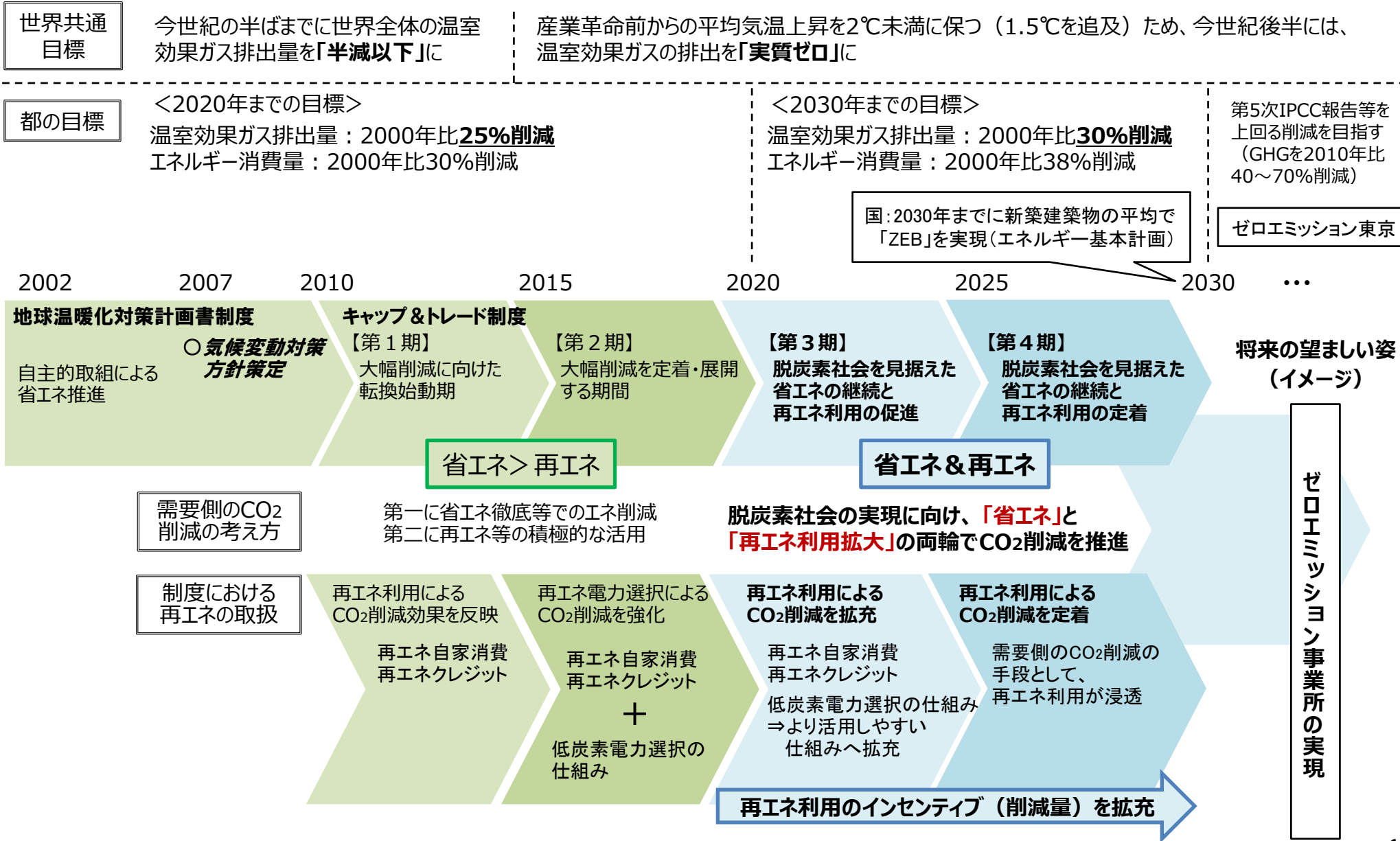
第3計画期間に適用する改正事項等 説明資料



2019年4月現在
東京都環境局

2. これまでの経緯と成果、2020年度以降（第3、4計画期間）の制度の在り方・方向性

【2020年度以降（第3、第4計画期間）の取組イメージ】



3. 第3計画期間に適用する改正事項等

項番	項 目	スライドNo.
3-1	基準排出量について	スライド 14
3-2	削減義務率について	スライド 18
3-3	新規事業所の取扱い	スライド 22
3-4	トップレベル事業所認定の仕組み	スライド 28
3-5	温室効果ガス排出量算定のためのCO ₂ 排出係数	スライド 30
—	＜本制度における再エネの取扱いについて＞	スライド 32
3-6	低炭素電力の選択の仕組み	スライド 34
3-7	低炭素熱の選択の仕組み	スライド 42
3-8	高効率コジェネの取扱い	スライド 46
3-9	再エネクレジットの取扱い	スライド 50
3-10	再エネ自家消費の取扱い	スライド 54
3-11	バンキングの仕組み	スライド 56
3-12	第2計画期間から継続する事項	スライド 60
3-13	手続の簡素化	スライド 64

第3計画期間における基準排出量

第3期(継続)

「これまでの削減実績の反映方法に関するわかりやすさ」や「削減への取組継続に向けた制度としてのわかりやすさ」等の観点から、現行の基準排出量を継続する。

◆**既存事業所**（制度開始当初から削減義務の対象であった事業所）

⇒ 第2計画期間の基準排出量をそのまま継続

◆**新規事業所**（2010年度以降に削減義務の対象となった事業所）

ア. 第1計画期間の途中から削減義務の対象となった事業所

イ. 第2計画期間から削減義務の対象となった事業所

⇒ ア、イの場合いずれも、第2計画期間の基準排出量をそのまま継続

ウ. 第3計画期間から削減義務の対象となる事業所

・基準排出量の算定方法はこれまでと同様とする。（①過去実績又は②排出標準原単位）

・排出標準原単位も第2計画期間と同じ値を継続する。

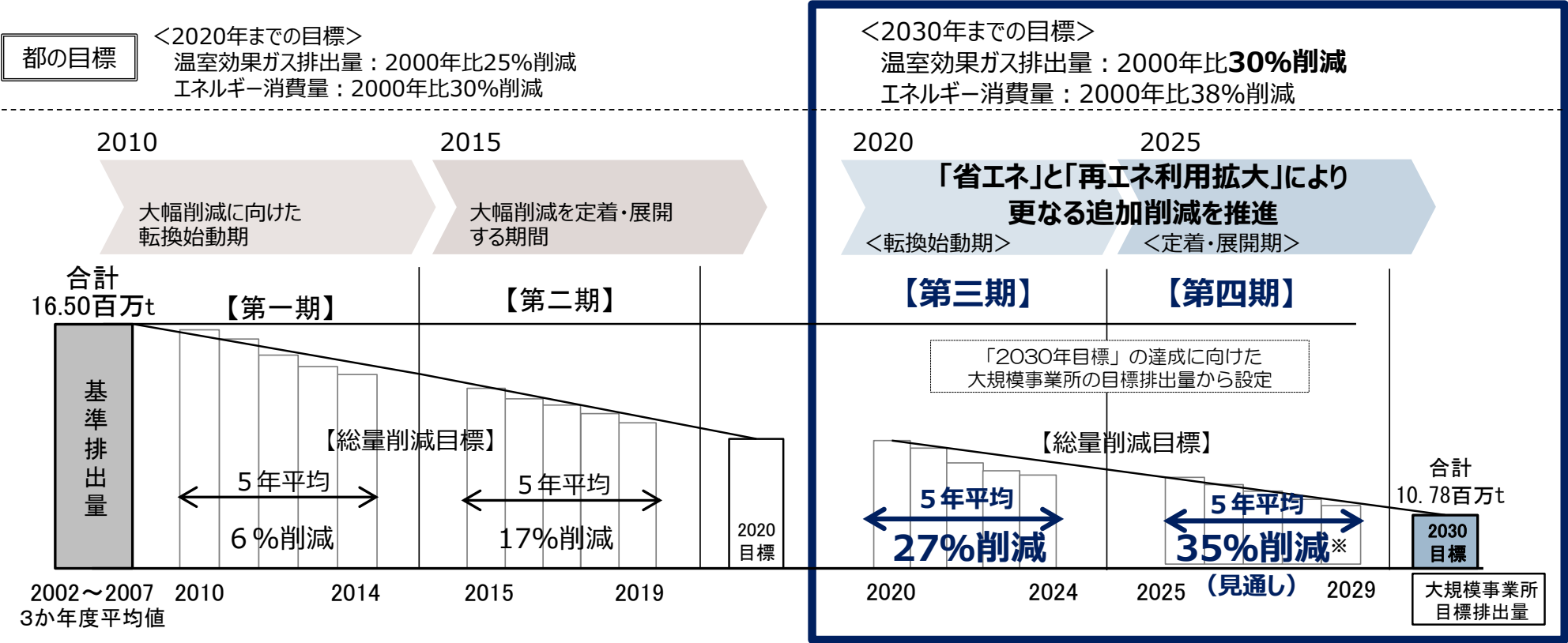
* 基準排出量の変更要件は第2計画期間の取扱いを継続（床面積の増減、用途変更、設備増減等に伴う排出量の増減量が基準排出量の6%以上の場合に申請）

* 第2計画期間から特定温室効果ガス排出量の排出係数を変更しないため（項番3-5参照）、基準排出量の再計算は不要

第3、第4計画期間の削減義務率の考え方

第3期(改正)

都の2030年目標（2030年までに都内の温室効果ガス排出量を2000年比で30%削減）の達成に向けた大規模事業所の目標排出量から削減義務率を設定
⇒ **第3期：平均27%**（第4期（見通し）：平均35%※）



※第4期の削減義務率については、第4期開始前に専門家検討を踏まえた上で決定する。

第3計画期間における削減義務率

第3期(改正)

・ 事業所の特性や今後の省エネ余地等を踏まえ、区分ごとに下表のとおり設定

区 分			第1計画期間	第2計画期間	第3計画期間
Ⅰ	Ⅰ－１	オフィスビル等※1	8%	17%	<u>27%</u>
	Ⅰ－２	オフィスビル等のうち他人から供給された熱に係るエネルギーを多く利用している事業所※2	6%	15%	<u>25%</u>
Ⅱ		工場等※3	6%	15%	<u>25%</u>

※1 オフィスビル、商業施設、宿泊施設等と熱供給事業所（区分Ⅰ－２に該当するものを除く）
※2 事業所の全エネルギー使用量に占める地域冷暖房等から供給されるエネルギーの割合が20%以上のもの
※3 工場、上下水施設、廃棄物処理施設など区分Ⅰ－１、区分Ⅰ－２以外の事業所

第3計画期間における削減義務率

第3期(改正)

ウ. 第3計画期間から削減義務の対象となる事業所

◆第3計画期間における取扱い
原則、第2計画期間の削減義務率(17%/15%)を適用

*ただし、「経過措置」として、第3計画期間の4年度目までは第1計画期間の削減義務率(8%/6%)を適用(5年度目に、第2計画期間の削減義務率(17%/15%)を適用)

経過措置期間

第2計画期間の途中から削減義務の対象となった事業所に第1計画期間の削減義務率を適用していることや、建物の新築時には設計から竣工まで一定の時間を要することを踏まえ、経過措置を設ける。

<イメージ>

計画期間		第1計画期間					第2計画期間						第3計画期間				
年 度		2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	
既存事業所		8%/6%	8%/6%	8%/6%	8%/6%	8%/6%	17%/15%	17%/15%	17%/15%	17%/15%	17%/15%	27%/25%	27%/25%	27%/25%	27%/25%	27%/25%	
新規事業所	ウ 第3期 から特定								指定	指定	指定	8%/6%	8%/6%	8%/6%	8%/6%	17%/15%	
										指定	指定	指定	8%/6%	8%/6%	8%/6%	17%/15%	
											指定		指定	指定	8%/6%	8%/6%	17%/15%
												指定	指定	指定	8%/6%	17%/15%	
													指定	指定	指定	17%/15%	

※表中の「指定」は、削減義務対象となる前の指定地球温暖化対策事業所であることを示す。

3-6. 低炭素電力の選択の仕組み

第3 計画期間における仕組み

第3期（一部改正）

◆ 仕組みの概要・要件 ⇒ 低炭素電力の要件等を改正（高炭素電力は変更なし）



- ※1 基礎排出係数と調整後排出係数（基礎排出係数にFIT制度に伴う環境価値等の調整及び非化石価値証書等の環境価値利用を反映した排出係数）のいずれか低い方の値で判断 ⇒ 改正ポイント 1 ①（スライド38参照）
- ※2 国の長期エネルギー需給見通しを踏まえた電力業界2030年の自主目標値から設定
- ※3 当該電気事業者が都内に供給する電力全体の排出係数が低炭素電力の要件（0.37t-CO₂/千kWh以下）に該当することを条件に、電気事業者が供給する「電力メニュー」別の排出係数も認定の対象に追加 ⇒ 改正ポイント 1 ②（スライド38参照）

◆ 算定式 ⇒ 低炭素電力選択による削減量の算定式を改正（高炭素電力は変更なし） ⇒ 改正ポイント 2（スライド39参照）

【改正】

低炭素電力
選択による削減量

=

低炭素電力
調達量

×

第3期固定係数
(0.489)

—

電気事業者の
電力排出係数

+

低炭素電力
調達量

×

第3期固定係数
(0.489)

×

再エネ
電源割合
※4

×

0.25

【継続】

高炭素電力
選択による排出量

=

高炭素電力
調達量

×

電気事業者の
電力排出係数

—

第3期固定係数
(0.489)

※4 電源構成における再エネ電源（太陽光、風力、地熱、水力（3万kW未満）、バイオマスを熱源とする熱を変換して得られた電気の量）の割合。FIT再エネも含む（第2計画期間と同じ扱い）。

3-6. 低炭素電力の選択の仕組み

改正のポイント 1：低炭素電力と位置付ける対象の追加（選択肢の拡大）

第3期（一部改正）

①非化石価値証書等の「環境価値」※を活用した電力も対象に追加

・電源構成における再エネ利用に加え、証書による環境価値利用も反映可能に（ただし、「再エネ電源割合」には反映しない。）

※化石燃料を使わずに発電された電気が持つ環境価値

〈従来（継続）〉

電気事業者A 電力全体で認定

非再エネ電源 70%

再エネ電源 30%

(例) 再エネ電源を利用した電力

- 全体の排出係数：0.32 (≦0.37)
- 再エネ電源割合：30%

全体の排出係数

〈追加〉

電気事業者B 電力全体で認定

非再エネ電源 100%

+ 証書

(例) 証書を利用した電力

- 全体の排出係数：0.32 (≦0.37)
- 再エネ電源割合：0%

全体の排出係数

- ・非化石価値証書（再エネ指定）
- ・グリーン電力証書
- ・Jクレジット（再エネ）

②電気事業者が供給する「電力メニュー」も対象に追加

- ・当該電気事業者が供給する電力全体の排出係数が要件（0.37 t-CO₂/千kWh以下）に該当することが条件
- ・同一の電気事業者において「電力全体」と「電力メニュー」が同時に認定されることはない。（ただし、同一の電気事業者で複数の電力メニューが認定される場合はある。）

〈追加〉 電気事業者C

2つの電力メニューで認定

全体の排出係数≦0.37

メニュー-x

再エネ電源 100%

メニュー-y

非再エネ電源 100% + 証書

メニュー-xの排出係数 メニュー-yの排出係数

電力メニューの範囲

電力メニュー-x

(例) 再エネ電源のみを切り出したメニュー

- メニューの排出係数：0.00 (≦0.37)
- メニューの再エネ電源割合：100%

電力メニュー-y

(例) 非再エネ電源に証書を組み合わせて排出係数をゼロにしたメニュー

- メニューの排出係数：0.00 (≦0.37)
- メニューの再エネ電源割合：0%

3-6. 低炭素電力の選択の仕組み

改正のポイント2：低炭素電力選択による削減量算定の拡充

第3期（一部改正）

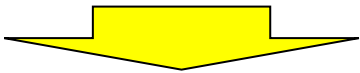
- ①第2計画期間の算定式で設定していた「削減量の利用上限」（削減量を0.5倍）等を撤廃し、全量算定
- ②再エネ電源割合の高い電力（30%以上）の調達時には、削減量を追加算定

<第2期>

低炭素電力
選択による削減量

排出係数差による削減量

$$\text{低炭素電力調達量} \times \frac{\left(\text{第2期固定係数 (0.489)} - \text{電気事業者の電力排出係数} \right)^2}{\text{第2期固定係数 (0.489)}} \times 0.5$$



<第3期>

低炭素電力
選択による削減量

排出係数差による削減量

$$\text{低炭素電力調達量} \times \left(\text{第3期固定係数 (0.489)} - \text{電気事業者の電力排出係数} \right)$$

再エネ電源割合による削減量

$$\text{低炭素電力調達量} \times \text{第3期固定係数 (0.489)} \times \text{再エネ電源割合 (30\%以上の場合に算定)} \times 0.25$$



①削減量の利用上限の撤廃
第2計画期間の算定式で設定していた削減量の利用上限（×0.5）等を撤廃し、排出係数差による削減量を全量算定



②削減量の追加算定
再エネ電源割合が30%以上の場合に、再エネ電源割合の25%相当の削減量を追加算定

3-9. 再エネクレジットの取扱い

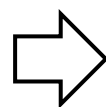
再エネクレジットの換算率について

◆第1、第2計画期間における換算率

現 行

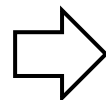
- ・重点的に供給拡大を図る再エネは、インセンティブを高めるため、**換算率（1.5倍）**により重み付けしてクレジットを認定

太陽光、太陽熱※1、風力、地熱、
水力（出力1,000kW以下）



1.5倍 してクレジット認定

バイオマス※2



1.0倍 してクレジット認定

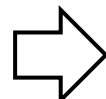


◆第3計画期間における換算率

第3期（一部改正）

- ・再エネの発電コストの低減、再エネの選択肢の多様化から、全て1.0倍してクレジットを認定※3

太陽光、太陽熱※1、風力、地熱、
水力（出力1,000kW以下）



1.0倍 してクレジット認定

バイオマス※2

※1 現在は、グリーン熱証書のみを対象

※2 バイオマス比率が95%以上のものに限る。黒液は除く。

※3 「1.0倍」の適用に関する詳細は、再エネクレジット算定ガイドラインや取引セミナー等で、別途、お知らせします。

第3計画期間におけるバンキングの仕組み

第3期(継続)

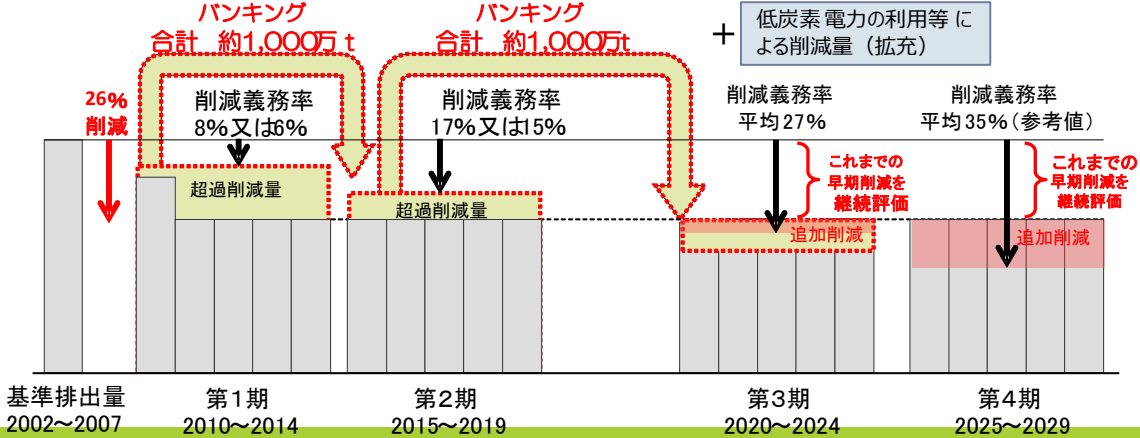
第3、第4計画期間は、「都の2030年目標の達成」とその先の「脱炭素社会」を見据え、省エネの継続に加え、再エネ利用拡大により、更なる追加削減を推進していくフェーズ



第3計画期間においても、**早期削減及び後期における追加的な実削減を推進する観点から、バンキングの仕組みは現行のとおり継続**する（翌期に限り、繰り越し可能）。

- * 2018年11月に実施した第3計画期間に関するパブリックコメントでは、多くの対象事業者の皆様より、「翌期までとするとこれまでの削減努力を失う。バンキングの有効期限は撤廃すべき」との御意見をいただきました。上記の考えから、バンキングは現行どおり「翌期に限る仕組み」として、事業者の皆様の御協力をいただきたいと考えております。（なお、これまでの早期削減の成果については、第3計画期間においても現行の基準排出量を継続することで反映されると考えます（下図参照）。）
- * また、対象事業者の皆様からの御意見も踏まえ、本制度のクレジット（「超過削減量」及び「中小クレジット」）を 本制度外のCSR 目的等で利用していただけるよう、2018年4月より、新たに「クレジットの無効化」の仕組みを導入いたしました。今後、無効化の対象に「再エネクレジット（環境価値換算量）」及び「都外クレジット」も追加することを検討してまいります。

（例）削減実績26%程度が継続した事業所のモデルケース



4. 御質問等をお寄せいただく場合の方法等

都へいただいた主な御質問等への回答は、次のURLにFAQとして掲載しております。

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/faq/answers.html

The screenshot shows the Tokyo Metropolitan Bureau of Environment website. The header includes the logo and name of the bureau, along with links for accessibility (audio reading, text enlargement, color change), language selection, and a link to the main page. A search bar is also present. The main navigation bar includes links for '分野別のご案内' (Guidance by field), '申請・届出' (Applications and filings), '条例・計画・審議会' (Ordinances, plans, and committees), 'データ・資料・刊行物' (Data, materials, and publications), and '環境局について' (About the Environment Bureau). The breadcrumb trail indicates the path: 'トップページ > 地球環境・エネルギー > 大規模事業所における対策 > よくある質問・回答集について > よくある質問・回答集'. The main heading is 'よくある質問・回答集'. Below this, there is a tweet and the page number 'ページ番号: 982-115-958'. The '質問区分一覧' (List of question categories) section includes a note about clicking to jump to related items and a list of categories: 1. (1) 対象事業所要件, (2) 事業所の範囲, 2. 報告対象ガス・削減義務対象ガス, 3. 排出量算定方法, 4. 削減義務対象者, 5. 削減計画期間, and 6. 基準排出量. On the right side, there is a sidebar with links to 'よくある質問・回答集について', 'よくある質問・回答集', and '質問送付シートのダウンロード'. At the bottom of the sidebar, there is a section for '情報を探す' (Find information) with links for '一般の方向け' (For general), '事業者の方向け' (For businesses), '組織から探す' (Search by organization), 'Q&A よくあるご質問' (Q&A frequently asked questions), and '窓口のご案内' (Office information). A link for '情報が見つからないときは' (When you can't find the information) is also present.

東京都環境局トップページ

⇒ 分野別のご案内

⇒ 地球環境・エネルギー

⇒ 大規模事業所における対策

⇒ よくある質問・回答集

の順にクリック



ゼロエミッション東京の実現を目指して

東京の企業と行政、N G O ・都民が
連携して気候変動対策の推進を